

令和8年度以降に適用される個人市民税・県民税に関する主な税制改正

問税務課 ☎・有(582)1115 FAX(583)9738

物価上昇局面における税負担の調整や就業調整対策の観点から、令和7年1月1日～12月31日の所得を基礎とする令和8年度の個人市民税・県民税(住民税)から、以下の改正が適用されます。

改正内容	改正前	改正後
給与所得控除の見直し	最低保障額55万円	最低保障額65万円 ※詳しくは、市HPをご覧ください。
扶養親族などに係る所得要件の引き上げ	所得48万円以下 (給与収入103万円以下)	所得58万円以下 (給与収入123万円以下)
ひとり親控除の対象となる扶養親族の所得要件の引き上げ		
勤労学生控除の所得要件の引き上げ	所得75万円以下 (給与収入130万円以下)	所得85万円以下 (給与収入150万円以下)
大学生年代の子などを扶養している人の控除(特定扶養控除の所得要件の引き上げおよび特定親族特別控除の新設)	子などの所得48万円以下 (給与収入103万円以下) 特定扶養控除：控除額45万円	・子などの所得58万円以下 (給与収入123万円以下) 特定扶養控除：控除額45万円 ・子などの所得58万円超123万円以下 (給与収入123万円超188万円以下) 特定親族特別控除：3万～45万円 ※詳しくは、市HPをご覧ください。
非課税ライン (扶養なしの場合)	所得38万円以下 (給与収入93万円以下)	所得38万円以下 (給与収入103万円以下)

※給与収入は、所得税、住民税、社会保険料などが差し引かれる前の金額です。手取りではありません。

※所得税の改正については、財務省・国税庁HPをご確認ください。



ホームページ



財務省
ホームページ



国税庁
ホームページ

国保年金課からお知らせ

令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出を

問日本年金機構 草津年金事務所 ☎(567)2220 FAX(562)9638

9月中旬以降、日本年金機構から、公的年金について源泉徴収の対象となる人へ、「扶養親族等申告書」が順次送付されています。扶養親族などの申告がまだの人は、送付文書に記載されている期日まで(必着)に申告書の提出をお願いします。

なお、次のすべてにあてはまる人は提出不要です。

①控除対象となる配偶者または扶養親族がいらないか、退職手当などを受ける見込みのある配偶者または扶養親族がいらない

②本人が障害者または寡婦・ひとり親に該当しない

他・昨年度、マイナポータルから電子申請で提出した場合は、紙の申請書は送付されず、マイナポータルのお知らせで案内がありますので、ご確認ください。

・詳しくは、申告書に同封の「提出の手引き」をご確認いただくか、上記へお問い合わせください。



日本年金機構
ホームページ